

質疑・答弁から

国保条例の改正

Q 国保税の限度額を事前に議会に諮らずに53万円から56万円に専決処分で引き上げているが、これは議会、町民無視ではないのか。

A 国保条例などの法律は3月末に国会で決定します。ですから議会に諮る暇がなく従来から専決処分を行い、次の議会で承認をいただいています。

Q 限度額に該当する世帯の数と、この改正で税収の増をどれくらい見込んでいるのか。

A 平成19年度53万円の超過世帯数は106世帯に対し、56万円の超過世帯数は96世帯で、限度超過世帯は10世帯減少しています。

この改正による税収の増は300万円程度を見込んでいます。

Q 現在の短期保険証と資格証明書の交付世帯数はいくらか。

A 資格証明書は39世帯、短期被保険者証については209世帯、被保険者446人となっています。

Q 払いたくても払えない人に対しても資格証明書を発行しているが、保険証は人の命に関わる大切なものです。どのように把握しているのか。

A 払いたくても払えない人には、十分な納税相談を行っています。

資格証明書は、納税相談を受けず、保険証の切り替えにも来ない人に発行しています。

Q 国保税が高くて払えない人に対しては、町の補助も必要ではないのか。

A 国が法律で定めたこととであり、小さな自治体が反対しても難しい問題です。全国的な運動を展開する必要があると考え

ます。
言われている精神的なものは理解できません。

附属機関設置条例の改正

Q 地域公共交通会議の構成員はどのように考えているのか。

A 構成員は、町長または町長が指名する者、運輸支局、直方警察署、バスやタクシーの各団体の代表者、町民または利用者の代表として区長会、商工会、老人クラブ連合会、女性代表など21人を考えています。

Q 当町は交通アクセスが悪いので、町民の皆さんは各公共施設で乗り降りができる福祉バスの運行を望んでいるが、実際に走るまでにどれくらいの期間を要するのか。

A 町内循環バス検討委員会から現在の福祉バス2台を3台にして無料で町内6コースを走らせるという提言を頂いていま

すが、バスを増やす費用、運転手の費用など多額の予算が必要となるので、コミュニティバスの膨らみを実現した後に検討していきたいと考えています。いつ頃とは今のところはつきりしていません。

平成18年度一般会計予算の補正

Q 国民保護協議会委員報酬を4万1千円減額しているが、委員会は何回開催したのか。

A 委員数は24人で、3回開催しました。延べの出席者は71人です。

Q 顧問弁護士料を30万円減額しているが、内容は。

A 当町は、福岡市の野中弁護士を顧問弁護士としています。裁判所への提出書類などの作成を依頼する際の費用として、予算措置をしていましたが、案件がなかったので、減額しました。

Q 特別交付税の総額はいくらか。

A 18年度特別交付税の総額は4億7899万2千円です。



資格証明書



福祉バス



コミュニティバス

Q 隣保館の運営費を6万5千円減額しています。再三運営審議会を開催してほしいといってきたのに、どうして開かなかったのか。

A 隣保館の運営審議会を開催する案件がなかったためです。

Q 隣保館の運営のやり方など審議する案件はあったのではないかと。

A 今年は委員も代わっているのですが、隣保館の運営のあり方について協議していきたくと考えています。

平成19年度国保会計予算の補正

Q 平成18年度が終わった後に、9800万円の歳入不足が生じ、翌年度の収入を繰り上げ充用しているが、どうしてか。

A 決算見込みを作成中に、国庫支出金の内、財

政調整交付金の計算式で、2ヶ所計算が行われていなかったことがわかり、この時点で大きなマイナスが生じることが判明しました。

町長、副町長に対しては5月22日に報告しています。

Q 年度末の収支月計表でも1億9800万円のマイナスとなっている。もっと早く歳入不足を確認できたのではないかと。

A 通常の業務をしていれば、毎月の月計表で見ることができまので、当然収入不足が確認できたと認識しています。

Q 担当者は早く町長に報告し、町長は議会に対して相談、また臨時議会の開催などの必要があったのではないかと。

A 職員には厳しく指導をしました。今後内部でも十分に検討します。

Q 負担を町民にかける時には議会の判断を求め

るが、こういう時には暇がないということでは議会に相談なく町長の専決処分をしている。これははなはだ疑問に感じるが。

A 専決処分は、今後議会に十分相談し、協議していききたいと思えます。

平成19年度一般会計予算の補正

Q 鞍手分校のあり方検討委員会の報酬を補正しているが、方向性としてどういう方向を示すのか。

また、どれくらいの期間で終了させようとしているのか。

A 今はお答えできませんが、委員会ではつきりとした結論を出したいと思えます。委員会の回数は2回を予定しています。

Q 大谷自然公園施設使用料を減額しているのは、指定管理者制度導入の關係と思うが、中身に聞いて聞きたい。

A 当初の予算40万円は

指定管理者制度が導入されればすべて減額する予定でしたが、すでに3万円使用料として入っているため、その3万円は残り37万円を減額します。



鞍手分校

大谷自然公園指定管理者の指定

Q 大谷自然公園指定管理料を566万5千円計上しているが、指定管理者制度導入に伴って、予算的にどのようになるのか。

A 指定管理者に対して管理委託料を566万5千円支払います。その予算として、すでに計上している大谷自然公園費の総額548万7千円を減額して充てます。

Q 株式会社スピナは、何を主として営業を営んでいるのか。

A ビルの管理、運営を成業として、スーパーマーケットから総合ビル管理、企画運営、清掃設備管理、緑化事業などを営んでいます。

Q 指定管理者を導入することによってどういう財政的効果があるのか。

A 民間のノウハウを活

用してスリム化や経費節減がなされ、多様化する住民サービスにも応えることができるかと考えています。

Q 議会で審査する前に、すでに求人誌に株式会社スピナで公園管理人という広告が出ているが、仮契約を結んでいるのか。また、これについて執行部はどのように考えているのか。

A 仮契約はしていません。指定管理者の選定に当たっても手順に沿って慎重に行っていました。このことを知ったときには、すぐに株式会社スピナに厳重に注意をしました。これからはこういうことのないように厳重に職員とも気を引き締めていきます。